

2025 年 7 月 1 日

調査レポート

インドに急接近する EU

～EU の通商政策観にインドが反発する可能性～

調査部 主任研究員 土田 陽介

- EU がインドとの関係強化を急加速させている。2024 年 12 月に 2 期目を迎えた欧州委員会のウルズラ・フォンデアライエン委員長は、再選後で初となる外遊先としてインドを選択、2025 年 2 月にはインドの首都ニューデリーでナレンドラ・モディ首相と会談した。そして両首脳は、交渉が停滞して久しい FTA を、年内にも締結することで合意に達した。
- 一方、懸念事項として、その政治色の強い通商政策観をインドが受け入れることができるかという問題がある。EU が課そうとする環境保護や人権遵守に関わる諸規制は、EU を含めた先進国の企業にとっても、非常にコストが大きい。そうした規制を、発展が著しいとはいえ、依然として新興国であるインド企業にも課そうとしたところで、それを順守できる事業者などまず存在しない。
- 日本はインドとの間で 2011 年 8 月に EPA を発効させており、この点においては、現段階においても FTA を締結できていない EU より経済関係の深化で先行している。また日本からの直接投資も、振幅を伴いつつ、EU 主要国からの投資に勝るとも劣らない実績を持っている。対して、貿易関係での深まりは、日本は EU 勢に劣っている。
- EU が攻勢をかけてくる中で、日本が今後、インドとの経済関係を深めていくためには、何よりインド側の事情に配慮した漸進主義的なアプローチでの取り組みが望まれる。それと同時に、インド側が国際的な通商ルールを遵守するよう、粘り強く働きかけていく必要がある。

1. 2025 年中の FTA の締結を目指す EU

欧州連合(EU)がインドとの関係強化を急加速させている。2024 年 12 月に 2 期目を迎えた欧州委員会のウルズラ・フォンデアライエン委員長は、再選後で初となる外遊先としてインドを選択、2025 年 2 月 27 日から 2 日間の日程で首都ニューデリーを訪問し、ナレンドラ・モディ首相と会談した。そして両首脳は、交渉が停滞して久しい自由貿易協定(FTA)を、年内にも締結することで合意に達した¹。

その後、EU とインドは FTA 交渉を加速させており、インド報道信託(PIT)が報じたところによると、協議は農業を中心に医薬品や自動車などの分野で難航しているものの、早ければ 7 月中に暫定的な協定(アーリーハーベスト)で合意に達する模様である。なおインドはすでに、スイスとノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの 4 カ国で構成される EFTA(欧州自由貿易協定)との間で、2024 年 3 月に貿易経済連携協定(TEPA)を締結している。また旧宗主国である英国との間でも、2025 年 5 月に 2 国間 FTA の締結で合意に達している。そのため、EU の出遅れ感は拭えないところではある。

EU の対インド政策は、実態として、対中国政策と深く関わっている。中国への経済的依存の低下(対中デリスキング)を図ろうとする EU にとって、インドは最も有力な代替先となるためである。事実、2023 年 4 月の国連推計によると、インドの人口(14 億 2,860 万人)は中国の人口(14 億 2,570 万人)を上回った。一人当たり所得は 2,500 米ドル程度とまだ少ないが、近年の経済成長率は中国を安定して上回っている。そうしたインドに対して EU は期待を高めており、2023 年 9 月にニューデリーで開催された G20 サミットの中で、当時の米ジョー・バイデン政権が「インド・中東・欧州経済回廊」(IMEC)構想(米国版一帯一路)を提唱すると、EU はフランスとドイツ、イタリアとともに直ちにこれに賛同し、インドとの関係を強化する姿勢を内外に知らしめた。

しかしながら、今このタイミングで EU がインドとの関係の強化に本腰を入れるようになった最大の理由は、EU と米国の関係が悪化したことにある。2025 年の年明けに誕生したドナルド・トランプ政権は、バイデン前大統領時代から一転し、EU に対して敵対的な姿勢を強めている。とりわけ、2025 年 2 月 14 日に開催された第 61 回ミュンヘン安全保障会議の場において、米国の J・D・バンス副大統領が EU の指導者たちを前に批判的な演説を行ったことで、米欧の関係が実質的に破たんしたと評価をする識者も少なくない。いずれにせよ、こうした米国との関係の悪化が、EU のインド接近を加速させる推進力となっている。

もちろんインドにも、EU との関係強化を図る強い動機がある。何より、インドがさらなる経済発展を図るうえで、EU からの投資は欠かせない要素となる。他方で国際政治的な観点に立つと、トランプ政権の誕生を受けて、米国とインドの関係も悪化している。加えて、米国が敵視する中国とインドの関係も良好ではない。米中との関係を踏まえると、EU との関係の強化を図ることはインドにとっても大きな意味を持つ。そこで本稿では、EU が急接近を図るインドとの関係について、主に経済の視点からその現状を整理し、将来的な展望を示すことを試みたい。わが国においては、第 2 次安倍政権が「自由で開かれたインド太平洋」と名付けた外交戦略を発表して以降、インドとの関係の深化が模索されて久しく、その観点からも EU の対インド政策を適切にフォローする必要がある。

¹ 詳細な動向は、欧州委員会貿易・経済安全保障局のサイト(https://policy.trade.ec.europa.eu/eu-trade-relationships-country-and-region/countries-and-regions/india/eu-india-agreements_en)に常にアップデートされている。

2. EU の対インドの貿易・投資動向

最初に、現状における EU の対インドの貿易・投資動向を整理したい(図表 1)。まずモノの貿易に関して確認すると、2024 年時点における EU の対インド財貿易総額は、前年比 5.5%増となる 1,201 億ユーロと、日本の対インド財貿易総額の 4 倍以上の規模を記録した。うち輸出が前年比 0.7%増となる 488 億ユーロだったのに対して、輸入が同 9.5%増となる 713 億ユーロだったため、同 34.9%増となる 225 億ユーロの貿易赤字が生じた。

EU の対インド貿易赤字は 2022 年以降に急拡大しているが、これはこの間に、EU がインドから有機化学品や機械類(原子炉・ボイラー類や電気機器)、鉱物性燃料などの輸入を増やしたことに由来する。うち鉱物性燃料に関しては、インドがロシアのウクライナ侵攻以降、ロシア産原油の輸入を急増させて、それを基に国内で精製した石油製品の生産を増やしているという事実がある。そのため、EU がロシアに対して科した経済制裁の事実上の「抜け穴」としてインドが機能している可能性が意識される場所である。

一方で、EU からインドへの輸出は、機械類を筆頭に、航空機や光学機器などが主である。とりわけ近年は、機械類(特に原子炉・ボイラー類)や航空機の輸出が堅調に伸びている。インドは EU、特にフランスとの間で原子力や航空宇宙分野での協力の強化を進めており、2025 年 3 月にモディ首相がフランスを訪問してエマニュエル・マクロン大統領と会談を行うなど、両国首脳は定期的に協議を行っている。EU からインドに機械類や航空機の輸出が増えている動きは、そうした流れとも整合的である。

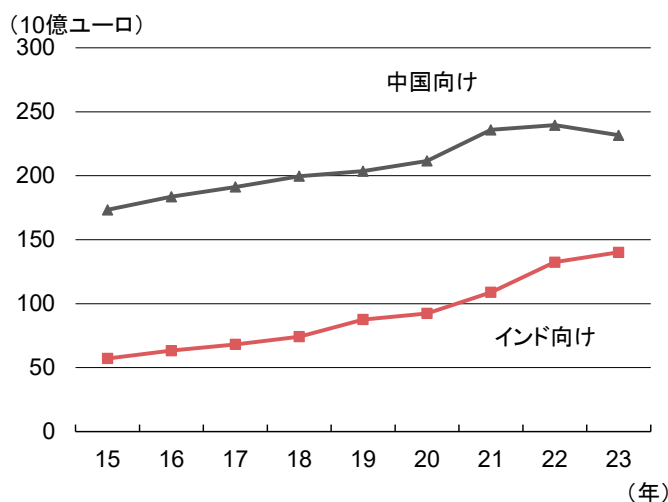
次にサービス貿易について確認すると、EU のインドとのサービス貿易は、特に輸入面を中心に拡大しているため、赤字が拡大している。サービス貿易総額の 3 分の 1 以上がデジタル分野だとされており(The World Economic Forum, 2025)、インドが持つ「アウトソーシング先」としての強みが強く反映されていると考えられる。いずれにしても、EU の対インド貿易は着実に拡大しているが、モノとサービスの両面で赤字の拡大を伴っている。言い換えれば、インドの対 EU 貿易収支はモノとサービスの両面で黒字であるため、インドにとって EU との貿易は貴重な外貨獲得手段になっている。

図表1. EU の対インド貿易・投資動向

		(単位:10億ユーロ)			
		2021年	2022年	2023年	2024年
財	輸出	41.8	47.4	48.4	48.8
	輸入	46.2	67.7	65.1	71.3
	収支	▲ 4.4	▲ 20.3	▲ 16.7	▲ 22.5
サービス	輸出	19.8	23.9	22.3	-
	輸入	21.3	26.9	28.5	-
	収支	▲ 1.5	▲ 3.0	▲ 6.3	-
直接投資	流入	0.3	1.2	1.8	-
	流出	3.0	5.0	15.6	-
	収支	▲ 2.7	▲ 3.8	▲ 13.8	-

(出所) 欧州連合統計局(ユーロスタット)、欧州委員会

図表2. EU による対外 FDI の累積額(中印比較)



(出所) ユーロスタット

最後に直接投資(FDI)の動きであるが、EUのインドへの流出(つまりEUによる対インドFDI)は着実に増加しており、2023年時点では前年比3倍増となる156億ユーロだった。またEUによるインド向けFDIの累積額は、2023年時点で1,401億ユーロと前年から5.8%増えている(図表2)。一方で、中国向けFDIの累積額は2,316億ユーロとインド向けより規模が大きいものの、前年から3.3%減少しており、実質的に頭打ちとなっている。こうしたFDIの動きからも、EUのインドに対する期待の大きさがうかがい知れる。他方で、インドにとってEUは、輸出先のみならず投資家としても重要なパートナーとなっているわけである。

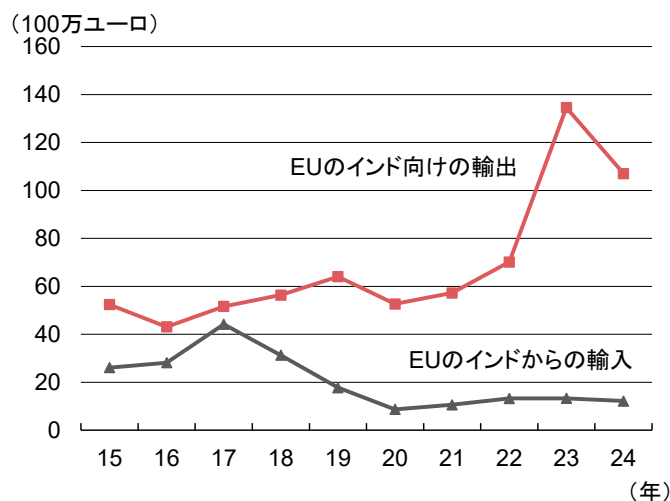
3. 半導体と希土類の生産拠点としてのインド

続いて、供給網(サプライチェーン)の構築の観点からEUがインドを重視している点について整理したい。とりわけEUは、世界的に今後ますます需要が増加すると見込まれる半導体や希土類元素(レアアース)の供給源としてのインドに注目しており、それらの生産力の向上のサポートに取り組もうとしている。以下、それぞれに関して概観していきたい。

まず半導体だが、そもそもインドは近年、半導体の脱中国依存を掲げると同時に、半導体の国産化を目指している。そのためインドは、米国との間で2023年3月に「半導体サプライチェーンとイノベーションパートナーシップ」と題する覚書を、またEUとの間では同年11月に「インドとEU間の半導体エコシステムの作業取り決め」に関する覚書をそれぞれ交わし、欧米からの技術・資金提供を仰いでいるところである。

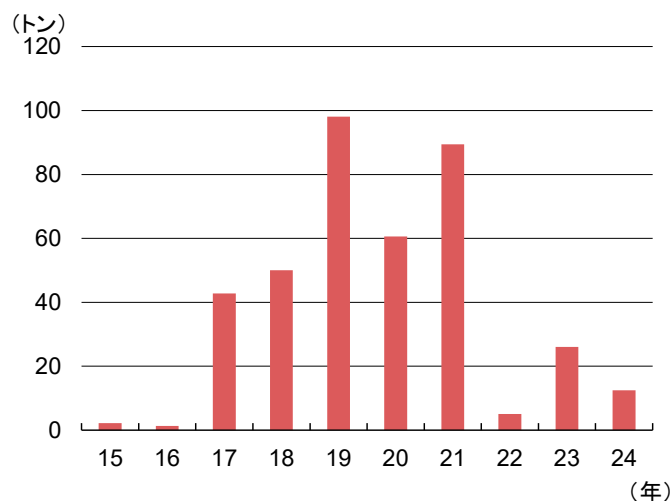
実際、この流れに沿って、米マイクロンテクノロジー社が2023年6月、インド西部グジャラート州アーメダバード近郊のサナンド工業団地に進出し、半導体製品の組立・テスト工場を建設すると発表した。またEUからも、ドイツ大手のインフィニオンが、2025年3月、同じくグジャラート州の国際金融テックシティ(GIFTシティ)に研究開発施設を設立すると発表、インド進出の動きを着実に広げている。

図表3. EUの対インド半導体収支



(出所) ユーロスタット

図表4. EUのインドからのレアアース輸入量



(注) HSコード28ベース
(出所) ユーロスタット

ここで EU の対インド半導体貿易収支を確認すると、EU の大幅な輸出超過である(図表 3)。しかし EU は、中長期的には、インドで半導体産業が栄えることにより、インドからの半導体輸入が増えることを期待している。現在、グローバルな半導体市場は米系企業と韓国系企業による寡占状態であり、その生産工場の多くが中国に存在する。そのため、インドからの調達を増やせるなら、EU は対米デリスキングと対中デリスキングを同時に進めることができる。

次にレアアースについてである。米地質調査所(USGS)によると、インドのレアアースの埋蔵量は世界全体の埋蔵量の 8%に相当する 690 万トン程度だと推計されている。国営企業である IREL 社(Indian Rare Earths, Limited)がレアアースの採掘から精錬までを一手に担っているが、現在インドで生産されているレアアースは、主にランタンとセリウム、プラセオジウム、ネオジムの 4 種類に過ぎず、多種多様なレアアースを供給できる中国との差は著しく大きいのが実情である。

EU がインドから輸入するレアアースなど(HS コード 28 ベース)の量は、2020 年前後に 100 トン近くまで増加したが、近年は 10 万トン前後と伸び悩んでいる(図表 4)。EU は、レアアースを中心とする「重要原材料」(Critical Raw Material, CRM)の安定供給を確保するため、2024 年 5 月に発効した欧州重要原材料法(CRM 法)の下、域内での重要原材料の生産・再利用に加えて、調達の多様化、つまり中国以外の調達ルートの開拓を目指している。この観点から、EU はレアアース生産国としてのインドに注目し、鉱山開発から採掘・加工に協力することで、インド産レアアースの確保に努めようとしている。

4. EU の通商政策観とインド

このようにインドとの関係強化を図る EU であるが、一方で懸念事項として、その政治色の強い通商政策観をインドが受け入れることができるかという看過できない問題がある。端的な例として、EU は環境保護や人権遵守を重視し、それを通商政策に盛り込もうとする。より具体的には、EU が定めた環境や人権に関する基準に適合しないモノを域内市場でそのまま流通させることを、EU は禁じるのである。

まず環境保護措置に関して述べると、例えば「炭素国境調整措置」(CBAM)と呼ばれる措置がある。これは EU が、域外諸国からのセメントやアルミニウム、肥料、電力、水素、鉄鋼などの輸入品について、仮にそれらが生産過程で EU 製品よりも炭素を多く排出したと認定された場合、事業者に対して製品当たりの炭素排出量に基づく証書(CBAM 証書)の購入を求める措置(要するに課徴金の請求)である。

次に人権順守に関しては、いわゆる「企業持続可能性デューディリジェンス指令」(CSDDD)と呼ばれる措置がある。これは EU が、企業活動による人権や環境への負の影響を予防・是正する義務を企業に課すもので、域内で活動する外国籍の企業にも適用される。同様の指令として、企業に対してサステナビリティ情報の開示を義務付ける「企業サステナビリティ報告指令」(CSRD)というものもある。

EU は、こうした諸規制を域内市場における経済取引に適用することで、EU 籍のみならず外国籍の企業にもそれを順守させ、国際的な影響力(ブリュッセル効果)を行使しようとする。しかしながら、EU が課そうとする環境保護や人権遵守に関わる諸規制は、EU 籍の企業を含めた先進国の企業にとっても、非常にコストが大きいものである。

そうした規制を、発展が著しいとはいえ、依然として新興国であるインド企業にも課そうとしたところで、それを順守できる事業者などまず存在しない。一方で、インド企業をこうした諸規制の適用対象から除けば、明らかな優遇措置となるため、多国籍の企業の反発は必至である。それに、EU が域内市場政策の指針として最も重視する「公平な競争条件」(レベルプレイングフィールド)との間で、著しい齟齬が生じる。

そもそも、EU による環境保護や人権遵守に関わる諸規制は、いわゆる「非関税障壁」に相当するため、自由貿易の原則に反しているという批判がある。米通商代表部(USTR)もまた、かつて大西洋横断貿易投資パートナーシップ協定(T-TIP)をEUと締結する際、EUが設定する非関税障壁に懸念を示していた²。日本の経団連も、CBAMはいわゆるWTOルールに反するとの声を上げている³。

EU 側も、そうした環境・人権分野での過剰規制がEU 籍の企業にとっても負担が大きい事実に気づき始め、規制の軽減を模索するようになっている(土田, 2025)。しかし、国際的な影響力が後退する恐れもあるため、EU は規制の撤廃そのものにはなお慎重である。いずれにせよ、EU がインドと関係の強化を図るうえで、EU に特有の政治的な通商政策観を巡り、インドとの間で軋轢が生じる事態となることは容易に想像できる。

5. EU の対インド政策と日本の対インド政策

冒頭で述べたように、そもそも「自由で開かれたインド太平洋」というコンセプトを提唱したのは、当時の安倍晋三総理であり、それは2016年8月のことだった。確かにインドは、建国以来、普通選挙制に立脚した民主主義国家として発展してきた歴史を持っている。そうしたインドを中心に、価値観を共有できる太平洋諸国と経済的・政治的なつながりを形成することが、安倍元総理の狙いだったとみられる。

一方のインドでは、その憲法に規定があるように、基本的に社会主義的な国家運営を基本としており、いわゆる混合経済的な性格の経済運営が行われてきたという歴史がある。1990年代に入り、国際通貨基金(IMF)と世界銀行による指導の下で自由化が緩やかに進んだ。2014年からインドを率いるモディ首相も、当初は自由化志向が強かった。とはいえ、近年のモディ首相は国産化志向を強めており、その結果、産業政策を介入的な方向に回帰させている。

² <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/transatlantic-trade-and-investment-partnership-t-tip/t-tip-2>

³ 「EU-CBAM に対する懸念」(一社)日本経済団体連合会 環境委員会 地球環境部会(2025年6月19日付)

つまりインドでは、現在、計画経済的な経済運営への揺り戻しが生じており、本来 EU が重視する市場経済的な経済運営とは、必ずしも相容れることがない状況となっている。モディ首相自身も、確かに議会制民主主義に則った民主的なプロセスで選任された指導者だが、近年は権威主義的な性格を強めている。一連の意味で、インドがいわゆる民主主義国家であるから先進国的な価値観を共有できると期待することは楽観的過ぎる。

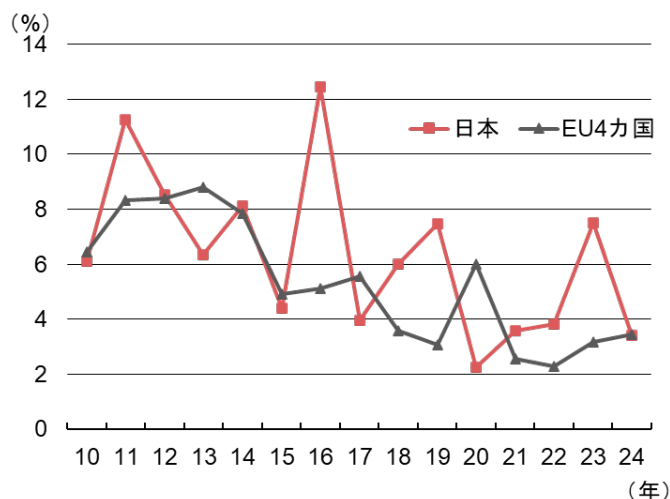
他方で EU は、諸外国に対して、各国の実情に鑑みず、性急な要求を突きつける傾向がある。例えば 2021 年に英スコットランドのグラスゴーで COP26 (国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議) が開催された際、EU が石炭火力発電の段階的廃止を主張し、インドや中国を中心とする新興国から強い反発を招いたことは記憶に新しい。

このように、EU の急進主義(あるいは原理主義や理想主義)的なアプローチでは、インド側の反発を強く招くことになる。それに比べると、日本のアプローチは漸進主義(ないしは現実主義)的であり、インド側の反発を招くことは少ないと考えられる。インドとの貿易や投資の拡大を図るうえでの日本の強みは、現実的かつ長期的な視点に基づき、インドの民族系企業の発展を促すようなアプローチを取りやすいことにあるのではないだろうか。

現に日本はインドとの間で 2011 年 8 月に包括的経済連携協定(日印 EPA)を発効させており、この点においては、現段階においても FTA を締結できていない EU より、経済関係の深化で先行している。また日本からの直接投資も、振幅を伴いつつ、ドイツ、フランス、イタリア、スペインの 4 カ国の合計額に勝るとも劣らない実績を持っている(図表 5)。

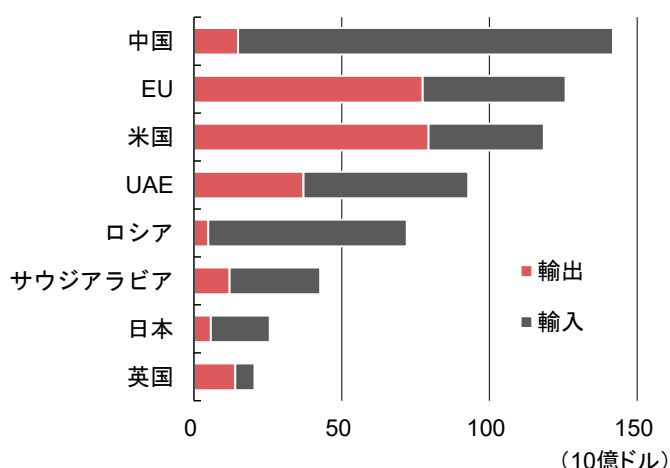
一方、貿易関係での深まりは、日本は EU 勢に劣っている(図表 6)。EU が攻勢をかけてくる中で、日本が今後、インドとの経済関係を深めていくためには、何よりインド側の事情に配慮した漸進主義的なアプローチでの取り組みが望まれる。それと同時に、インド側が国際的な通商ルールを遵守するよう、粘り強く働きかけていく必要があるだろう。

図表5. 対インド直投に占める日欧の割合



(出所) インド商工省産業国内取引促進局

図表6. インドの主要貿易先(2024年)



(出所) 国際通貨基金 (IMF)

例えば各主要メディアは 2025 年 6 月上旬、インドが国際合意に基づいた日本へのレアアースの輸出に制限をかけようとしていると一斉に報じた。中国によるレアアース規制への対応を理由にするものだが、仮に実行されれば、日印関係に大きなヒビが入る事案になるとともに、明確な国際協定違反となる。確かにインド側への配慮は必要だが、同時に譲れない一線を設定するなど、日本は是々非々でインドと対峙していく必要がある。

参考文献

The World Economic Forum (2025) “The EU and India are close to finalizing a free trade agreement. Here's what to know,” *Trade and Investment*, May 7, 2025.

絵所秀樹(2010)「グローバル化するインド経済—その背景、成長の特徴、インパクト」立命館大学社会システム研究所『社会システム研究』第 20 巻、pp. 191-213.

土田陽介(2025)「競争力改善と脱炭素推進の狭間で揺れる EU～望まれる規制緩和の推進～」『MURC Focus』(2025 年 3 月 3 日).

－ ご利用に際して －

- 本資料は、執筆時点で信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客さまの決定、行為、およびその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要です。当社までご連絡ください。